

公益社団法人 日本スカッシュ協会

処分手続規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第3条に基づき、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）が担うスカッシュ競技の普及・振興という重要な役割に鑑み、本協会の法令順守及び事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員等」という。）
- (2) 名誉総裁、名誉会長、顧問、及び運営委員、定款第5条の会員及び運営規則第11条に規定する委員会の活動に参加する者
- (3) 事務局員
- (4) 本協会が設ける登録制度により登録する選手、審判員、指導者等
- (5) その他、本協会の活動に参加する者

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定した者が行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 法令又はこの協会の定める規程に違反したとき
- (2) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかつたとき
- (3) 本協会又は本協会に加盟する団体の名誉又は信用を毀損する行為を行つたとき

(処分手続)

第4条 本規程の第2条に規定するものがこの規程に反する行為を行つたおそれがあると認められる場合は、倫理委員会は、倫理・コンプライアンス規程第12条に従つて調査し、理事会に対して検討結果を報告する。

2 倫理委員会は、前項の調査終了後2週間以内に、会長に対し、書面をもつて、当該事案の処分案を答申する。

3 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。

- (1) 審査対象者の表示
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分の理由
- (5) 処分手続の経過

(違反行為に対する処分の種類・内容)

第5条 本協会は、違反行為を行つた者に対して、理事会決議をもつて、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 役員等に対する処分
 - ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。
 - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する（減給—有給の場合）。
 - エ 下位の役職へ移行させる（降格）。
 - オ 理事会において懲戒免職の決議をし、速やかに社員総会を招集して解任請求を行う（懲戒免職）。
- (2) 事務局員に対する処分
 - ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。

- イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 一定期間、一定割合の報酬を減額する。ただし、労働基準法第91条を限度とする（減給）。
 - エ 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない（出勤停止）。
 - オ 下位の役職へ移行させる（降格）。
 - カ 諭旨により退職願いを提出させるが、これに応じないときは解雇する（諭旨退職）。
 - キ 予告期間を設けることなく即時に免職する（懲戒解雇）。
- (3) 選手、審判員及び指導者等
- ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。
 - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 本協会主催の競技会・イベント会場への出場や立ち入り禁止・制限する（出場・立入制限）。
 - エ 本協会の登録者としての資格を停止する（登録資格の停止）。
 - ・ 一定期間の登録資格停止
 - ・ 無期の登録資格停止
 - オ 登録資格剥奪：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。
- (4) その他、本協会の活動に参加する者
- ア 口頭による注意を行い戒める（戒告）。
 - イ 文書による注意を行い戒める（譴責）。
 - ウ 永久にこの本協会の活動に参加する資格を剥奪する（参加資格の剥奪）。

(処分の原則)

第6条 本協会は、処分に際しては、これを中立、公正かつ迅速に行う。

(刑事裁判等との関係)

第7条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。本規程による処分は、当該違反者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

(上部団体等による処分との関係)

第7条の2 本規程が適用される者が本協会が加盟する団体により処分を受けた場合、本協会は倫理委員会の意見を聞いた上、第5条に規定する処分のいずれかを科すことができる。

(違反者の処分の解除)

第8条 本規程により処分を受けたものは、処分開始日から1年以上を経過した後に、以下の手続きにより、処分の解除を申請することができる。

- (1) 処分を受けたものは、本協会の会長に対し処分解除申請書及び反省又は嘆願の書面を提出する。
- (2) 会長は、倫理委員会に前号の書類一式を回付する。
- (3) 倫理委員会は、処分解除申請者を聴聞のうえ、解除相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。
- (4) 会長は、理事会の決議を経て処分解除を決定する。

(処分の決定)

第9条 理事会は、第5条に従い、処分の決定を行う

- 2 会長は、前項の決定に基づき、処分対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもつて処分決定を通知する。

- (1) 処分対象者
 - (2) 処分の内容
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の手続の経過
 - (5) 処分の理由
 - (6) 処分の年月日
 - (7) 処分対象者が本協会の登録者であって、処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及び申立期間
- 3 処分の決定は、前項の通知が処分対象者に到達した時に効力を生じる。ただし、役員等に対する処分の決定はその限りでない。

(処分に対する不服申立)

第10条 本協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる。

2 本協会は、前項の申し立てをしたことを理由として、第1項の処分対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

(令和5年3月12日理事会決議)

公益社団法人 日本スカッショ協会 倫理・コンプライアンス規程

(倫理・コンプライアンス規程制定の理念と精神)

公益社団法人日本スカッショ協会倫理・コンプライアンス規程（以下「本規程」という）は、スカッショに関わる全ての人を対象にトーナメント会場のみならず、スカッショに関わる全ての活動の中で遵守すべき具体的行動規範を定めるものであるが、元来、スカッショプレイヤーを含む全てのスポーツ関係者が備えているスポーツマン精神に則って行動を行うことを原則として規定されたものである。すなわち、本規程は、全てのスカッショ関係者がスカッショを楽しく、公正にプレーできるよう利用されることが本規程の理念である。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本スカッショ協会（以下「本協会」という）の役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる選手並びに審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者、各支部関係者、学連等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公平性、人道的問題（スポーツの不正行為や暴力、セクシャル・ハラスメントなど）に対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 本規程は、本協会及び各支部並びに学連に関連するすべてのスカッショ愛好家について適用する。スカッショ愛好家とは、次のように定義する。

1. 一般スカッショ愛好者（スカッショをする者、見る者、楽しむ者を指す）
2. 選手登録競技者（会員種別を問わない）
3. 公認指導員
4. 公認審判員
5. クラブやスクールの指導的立場にある者
6. 大会運営関係者（取材メディアを含む）
7. 日本スカッショ協会、支部、学連に所属する者

(反人道的行為に関する事項)

第3条 次に記す人道的行為に反する行為については、本協会はその予防を徹底し、違反した者に対しては厳重に措置をとるものとする。

1、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

特に、役員・監督・コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

- (1) 組織の運営又はスカッシュを指導する際に生じた意見の相違などについては、相手の人格を尊重し、話し合いによる解決を図る。また、日頃から相互理解を心がけた指導を行い、指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。ラケットで競技者のフォームを矯正する、ボール等をぶつけるといった行為なども暴力行為として受け取られる。
- (2) 組織の運営又はスカッシュを行う際や指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。これらの行為は、相手が暴力として受け取ることで暴力行為としてみなされるなどを留意する。

2、身体的及び精神的セクシャル・ハラスメントについて

指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓蒙活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図ること。

- (1) 性的言動、表現によって不快感を持たせることは、厳に慎むこと。
- (2) 指導法の一環や、親しみの表現であったとしても、個人によっては不快感を抱くことがあることを認識すること。
- (3) 本人にその意思がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現によって不快な感情を与えられた場合には、相手に対して不快である事を意思表示すること。無視した場合に不利益になることがあってはならないが、明確な意思表示をすることで、事後に生じ得る問題を避けることができる。

3、ドーピングの使用及び薬物乱用防止について

競技力の向上を目的としたドーピング及び禁止薬物の使用は、選手自身に重大な危害を与えるとともに競技的競争の基盤となる正当なルールや理想から逸脱する行為となることを理解する必要がある。指導的立場にある者や登録競技者等は「国内におけるドーピング検査に関する規約」を遵守し、これに違反した者には厳正に措置をとるものとする。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人の意図的なドーピングの使用がない場合であっても、摂取した薬品や

飲食物によっては、ドーピング対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めるとともに、選手権等の大会前の薬品摂取などには十分に注意すること。

- (3) 麻薬や覚醒剤等の薬物の使用は、反社会的な行為であるのみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても使用しないこと。

4、役員及び監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者並びに競技者等の関係のあり方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者並びに競技者等は、その立場を利用して反人道的な行為を強要しないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者は、その立場を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会関係者や競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシーの問題については、役員・監督・コーチ・審判員等や指導的立場にある者及び競技者等並びにスカッシュ愛好家のそれぞれが十分に配慮すること。
- (4) 日常の行動については公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

5、大会参加及び観戦時の施設利用について

スカッシュ愛好家を含むすべてのスカッシュ関係者は、大会参加及び観戦におけるスカッシュコートや関連施設の利用に際してスポーツマンとしての自覚ある行動を取らなければならず、以下のような行動を行った場合は厳正に措置をとるものとする。また、施設利用時には、使用マナーを守り使用後は原状回復を行うこと。

- (1) 大会運営の妨げとなる行為
- (2) 試合の妨げとなるような行為
- (3) 大会関連施設の運営の妨害となるような行為

6、喫煙、飲酒について

- (1) 未成年者は如何なる場合においても飲酒、喫煙をしてはならない。
- (2) 未成年者に対しては如何なる場合においても飲酒、喫煙を強要してはならない。
- (3) 喫煙者は喫煙による自身の健康被害及び受動喫煙による他者への健康被害がある事を充分に考慮する事。

(ジュニア選手における注意事項)

第4条 ジュニア選手は、その年齢に関わらず、大会やその他の社会生活においてスポーツ選手であることを自覚した行動をとること。

(不適切な経理処理に関する事項)

第5条 経理処理に関して以下に記す項目について不適切な行為が認められた場合、本協会は、別途定める処分手続規程に従って厳正に処置をとるものとする。

- (1) 組織内外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供應等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる談合行為

(各種大会における主催者推薦選手及び代表選手の選出)

第6条 各種大会における主催者推薦及び代表選手の選出にあたっては、本協会は、事前に決められた選考基準をもとに公平かつ透明性ある選考を行い、要望があった場合には、選考過程を公開しなければならない。また、選考結果に対して質問や抗議があった場合には、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

(一般社会人としての社会規範に関する事項)

第7条 スカッショ愛好家を含むすべてのスカッショ関係者は、本規程に記された事項以外においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

第2章 倫理委員会・コンプライアンス委員会

(所管事項)

第8条 倫理委員会は次の事項を所管する。

- (1) スカッショ愛好家等の綱紀肅正及び社会規範意識の啓発に関するこ
- (2) 第12条に基づく処分案の答申
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

2、コンプライアンス委員会は、次の事項を所管する。

- (1) スカッショ愛好家等の綱紀肅正及び社会規範意識の啓発に関するこ
- (2) スカッショ愛好家等の倫理・コンプライアンス意識の向上のための研修その他の施策について助言すること
- (3) 第12条に基づき理事会から依頼された事実の調査及びその報告

(4) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

(委員)

第9条 倫理委員会の委員は、本協会の理事、監事又は学識経験者（弁護士、公認会計士等）の中から会長が若干名を指名する。

2、コンプライアンス委員会の委員は以下の通りとする。

(1) 委員長（1名）は、本協会の理事、監事又は学識経験者（弁護士、公認会計士等）の中から会長が任免する。

(2) 委員（8名以内）は、委員長が、本協会の理事の中から3名以内及び監事、弁護士又は公認会計士1名以上が含まれる学識経験者2名以内を推薦し、また女性委員1名以上を推薦することとし、理事会に諮って会長が委嘱する。

(任期)

第10条 各委員会の委員長及び委員の任期は、任命日若しくは委嘱日より開始し、理事等本協会の役員・関係者であるか否かにかかわらず、本協会理事の任期と同じく終了する。但し、再任を妨げない。

(委員会)

第11条 各委員会は委員長及び委員をもって構成する。

- 2、各委員会は、委員長が招集し、その議長となる。なお、各委員会は、少なくとも年1回以上開催するものとし、コンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは、速やかに会議を招集及び開催するものとする。
- 3、各委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 4、各委員会の決議は、全委員の過半数が出席する会議において、その過半数をもって行う。
- 5、委員長が必要と認めたときは、各委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6、本規程に定めるものの他、委員会の目的を達成するために必要な事項は、各委員会の決議を経て定める。
- 7、提案された議事に関して、事前に全ての委員がその提案に合意する旨を表明したことが確認できた場合、委員会は開かれたものとみなすことができる。
- 8、各委員会においては議事録を作成し、保管する。

(運用規程)

第12条 違法行為や本規程違反行為が行われたと疑われる場合、もしくは違法行為や本規

- 程違反行為を発見した場合には、発見者は速やかに本協会の倫理委員会に報告しなければならない。
- 2、前項の報告を受けた倫理委員会は、事実調査の要否を判断し、事実調査が必要であると判断した場合には、コンプライアンス委員会に対して事実調査・審問（以下「諮問」という）を依頼する。
 - 3、前項で諮問を依頼されたコンプライアンス委員会は、倫理委員会の指示に従って諮問を行い、その結果を倫理委員会に書面で報告する。
 - 4、前項で諮問を行うコンプライアンス委員会は、対象者に対し、諮問の内容及びコンプライアンス委員会における諮問手続の概要を書面をもって通知するとともに、相当の期限を定めて諮問の内容に対する意見提出の機会を与える。
 - 5、コンプライアンス委員会の諮問の手続及びその手続において得られた資料は、これを非公開とする。
 - 6、第3項の報告を受けた倫理委員会は、報告内容に基づき違法行為や本規程違反行為の有無を判断し、報告された内容に違法行為や本規程違反行為が認められた場合、処分手続規程4条等に基づく処分並びに問題解決及び再発防止のために必要な事項を検討の上、理事会に対して検討結果の報告を行う。その際、理事会は、倫理委員会に対して処分案について諮問を行うことができる。処分については別途定める処分手続規程に従うものとする。

（機密の保持）

第13条 倫理委員会・コンプライアンス委員会委員及び諮問手続に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（改廃）

第14条 本規程の改廃は、理事会の決定を経て行う。

（附則）

この規程は令和5年6月18日から適用する。

平成20年6月21日制定
令和元年9月22日追加
令和5年3月12日改訂

公益社団法人日本スカッシュ協会 通報及び相談窓口設置に関する規程

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）の組織運営及び事業推進における公益財団法人日本スカッシュ協会倫理・コンプライアンス規程に違反する行為に関する通報及び相談窓口の設置並びにその受付及び対応に係る手続について必要な事項を定める。

第2条（通報及び相談窓口）

倫理委員会の下に通報及び相談窓口を置き、その連絡先は協会ホームページ記載の通報相談窓口とする。

第3条（対象となる行為）

通報及び相談窓口で受け付ける内容は、倫理・コンプライアンス規程第1条に定める役職員、スタッフ及び各専門委員会の委員、並びに運営関係者及び登録競技者、各支部関係者、学連等の本協会の諸制度に基づき登録等の倫理規程違反行為とする。但し、その趣旨に鑑み、次に掲げる内容は取り扱わないものとする。

- (1) 個人的な誹謗中傷及び不平不満
- (2) 国・地方公共団体、学校等教育機関（部活動含む。）、及び企業、関連団体その他本協会以外の組織・団体内部に係る事項並びに係争中の事項
- (3) 一般的な意見照会事項

第4条（受付方法）

通報及び相談は、協会ホームページ（<https://squash.or.jp/about/summary/info.html>）記載の通報相談窓口に、電子メール又は文書によって行うものとする。

第5条（手続）

受け付けられた通報及び相談は、次の手続により処理するものとする。

- (1) 通報及び相談を受けた窓口は、速やかにその内容を確認し、倫理委員会に報告をする。
- (2) 報告を受けた倫理委員会は、倫理・コンプライアンス規程第12条に従って調査し、理事会に対して検討結果を報告する。
- 2 通報及び相談につき十分な資料や証拠の提出が得られない場合、又は関係当事者から事情聴取を行うことができない場合等、必要な調査及び事実確認が困難であると認めるときは、前項に定める手続を行わないものとする。

第6条（情報の保護）

本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談にかかる事実（相談者や相談内容に登場する人物等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、これを漏らしてはならない。

- 2 本協会は、相談窓口を外部に委託する場合は、委託先に対して、前項と同様の守秘義務を課すも

のとする。

- 3 本協会は、前 2 項の定める義務に違反して、秘密を洩らした者に対し、本協会の定める処分手続規程に従って相当な処分を科すものとする。
- 4 相談に基づく事実確認にあたり、本協会、相談窓口の担当者、確認担当者、その他情報を知り得た者は、相談者、確認対象者及び確認協力者等の信用、名誉、及びプライバシー等に配慮しなければならない。

第 7 条（不利益取扱いの禁止）

本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

第 8 条（結果の開示）

第 5 条により通報及び相談について必要な対応を講じた場合には、相談者にその内容を開示するものとする。当該相談内容に関し正当な利害を有する者から申出があったときも、同様とする。

- 2 前項に定める者以外からの開示請求には応じない。但し、法令等の定めによる場合等、正当な理由があるときは、この限りではない。

第 9 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

(令和5年3月12日理事会決議)

公益社団法人 日本スカッシュ協会 利益相反管理規程

第1条（目的）

本利益相反管理規程（以下「本規程」という）の目的は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という）の運営規則第24条に規定された利益相反の防止及び開示に関する基本的な考え方を明確に理解した上で、本協会の事業活動における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することにある。

第2条（定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為や、他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
- (2) 「直接取引」とは、自己または第三者のために本協会と取引をすることをいう。なお、このうち自己のためにする場合を「自己取引」という。
- (3) 「間接取引」とは、自己または第三者のために、本協会と利益が相反する取引をすることをいう。

第3条（本規程の適用対象者）

本規程の適用対象者は、以下の各号の全てとする。

- (1) 本協会の役員及び職員（以下「役職員」という）
- (2) 運営委員
- (3) コーチ・指導者（以下「指導者等」という）
- (4) 審判員

第4条（競業避止義務）

本協会の役職員、運営委員、指導者等、審判員（以下「役職員等」という）は、自己または第三者のために、本協会の事業の部類に属する取引をしてはならない。

第5条（本規程の適用対象行為）

本規程における規律の対象となる行為は、以下のとおりとする。

- (1) 役職員等による取引
- (2) 代表選手選考
- (3) 審判員の選定
- (4) 不祥事処分

第6条（利益相反行為の禁止）

前条に規定する行為が利益相反に該当する場合は、原則として本協会による承認が得られない場合を除いて禁止とする。ただし、客観的に利益相反行為による影響が小さい場合にはこの限りではない。

2 本協会は、利益相反と思慮される行為が発生した場合には、理事会で審議の上相当と認める場合は、利

益相反と思慮される行為を承認する。

第 7 条 (理事の義務)

前条の定めにかかわらず、第3条にて定める対象者のうち、理事は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となるおそれがある場合には、理事会に対して事前に取引内容を開示・申告し、理事会による承認を受けなければならない。申告を受けた理事会は、速やかに理事会を招集し、必要であれば申告した理事に対して取引の公正性を示す証憑類の提出を求め、利益相反行為に該当するか否かの判断を行い、承認に関する決議をとる。この場合、申告した理事は議決権を有しない。

- 2 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告した理事へ結果を報告する。なお、理事会は、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

第 8 条 (情報開示)

本協会は、本規程の取り組み状況を開示する。また、本規程を役職員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

第 9 条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

(令和5年5月20日理事会決議)

【参考】

第2条(3)

役職員等の債務に対する法人の保証が典型例で、保証契約自体は第三者である債権者と保証人である法人との取引であるが、保証されることで債務者である役職員等の利益となり、実質的には役職員等の利益（保証してもらう利益）と法人の利益（保証の負担が無い利益）が相反する。

第4条1項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条・第92条

【本協会と役職員等の取引の具体例】

(直接取引) 役職員等と本協会の間で行われる売買契約

本協会から役職員等への金銭の貸付

本協会から役職員等への金品の贈与

(間接取引) 本協会が、役職員等の第三者に対する債務を保証する行為

役職員等の第三者に対する債務を担保するため本協会の資産に担保を設定する行為

本協会が、役職員等の第三者に対する債務を引き受ける行為

公益社団法人日本スカッシュ協会

リスク管理規程

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）におけるリスクの適切な管理及び対応並びに緊急事態対応に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「リスク」とは、本協会に物理的、経済的情しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

- ① 信用リスク：不全な公益活動や欠陥のある情報の提供、八百長の発生等による信用の低下
- ② 財政リスク：収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- ③ 人的リスク：本協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）の不正、労使関係の悪化、役員間の内紛や代表者の継承に関する内紛等
- ④ 事故災害リスク：自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の発生
- ⑤ 外部リスク：自然災害や事故及び反社会勢力からの不法な攻撃等
- ⑥ 情報漏洩リスク：本協会、本協会管理の個人情報漏洩による信用失墜、本協会への攻撃等
- ⑦ その他上記に準ずる緊急事態としてリスク管理マニュアルで特定するもの

第3条（基本的責務）

役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び本協会の定める規程など、リスク管理に関するルール及び各種マニュアル（リスク管理マニュアルを含むが、これに限らない。）を遵守しなければならない。

第4条（リスクに関する措置）

- 1 役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、本協会にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。
- 2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、決裁者に対し当該業務にお

いて予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

第5条（具体的リスク発生時の対応）

- 1 役職員は、具体的リスクが顕在化した場合には、これに伴い生じる本協会の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。
- 2 役職員は、具体的リスクが顕在化した後、速やかに事務局長に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、事務局長の指示に従う。
- 3 役職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずるものとする。

第6条（具体的リスクの処理後の報告）

役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、事務局長に報告しなければならない。

第7条（異議などへの対応）

- 1 役職員は、口頭又は文書により取引先などから異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに事務局長に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 事務局長は、異議などの重要度を判断し、関係部署と協議の上、対応しなければならない。

第8条（対外文書の作成）

役職員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、事務局長の指示に従うとともに、その内容が第3条第1号の信用リスクを招くものでないことを確認しなければならない。

第9条（守秘義務）

役職員は、本規程に基づく本協会のリスク管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得た本協会及びその他の関係者に関する秘密については、本協会内外を問わず漏洩してはならない。

第10条（教育訓練）

- 1 本協会は、役職員がリスク管理の考え方を理解し、リスクが顕在化した場合の連絡通報、初動対応、拡大防止、また、緊急対応が円滑かつ混乱なく実施できるよう、役

職員に教育訓練を行う。

2 教育訓練は少なくとも1年に1回以上実施する。なお、リスク顕在化が急迫した場合には、可及的速やかに追加実施する。

第11条（緊急事態の範囲）

本規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、本協会及び役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

（1）自然災害・感染症等

- ① 地震、風水害などの災害
- ② COVID-19 を含む感染症
- ③ 本協会及び役職員等の生命、身体及び財産を脅かす戦争や紛争

（2）事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② 本協会の活動に起因する重大な事故
- ③ 役職員にかかる重大な人身事故

（3）犯罪

- ① 建物破壊、放火、誘拐、恐喝及び脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
- ② 本協会の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- ③ 役職員による背任、横領等の不祥事

（4）個人情報の流出

（5）その他上記に準ずる本協会の経営及び運営上の緊急事態

第12条（緊急事態の通報）

緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに事務局長へ通報しなければならない。

第13条（情報管理）

1 緊急事態発生時の通報内容の情報管理については、事務局長が公開の必要性があると判断した場合を除き、「部外秘」とする。

2 緊急事態発生の通報を受けた事務局長は、情報管理上の適切な指示を行うものとする。

第14条（緊急事態への対応）

緊急事態の発生又は発生が予測され、本協会全体としての対応が必要であると判断される場合、会長（会長が不在の場合は副会長）をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

第15条（緊急事態対応体制の構成）

緊急事態対応体制の構成は、次のとおりとし、会長（会長が不在の場合は副会長）が招集する。

- (1) 責任者：会長
- (2) 副責任者：副会長
- (3) 構成メンバー：事務局長、常務理事、広報委員長、会長が指名する役職員

第16条（初動対応の基本方針）

緊急事態発生時においては、当該事態を担当する所管部門は、緊急事態対応体制が講じられるまでの間、以下に定める基本方針に従い、対応することとする。人命救助、受益者、関係者の安全確保を最優先とする。

- ① 被害の拡大、二次災害、事故などの再発を防止する。感染症発生の場合は、感染の拡大及び再感染防止を図る。
- ② 警察等、関係する官公庁に連絡する。

第17条（緊急事態時の業務）

緊急事態時による緊急事態対応体制が講じる業務は次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認、分析及び評価
- (2) 応急処置の決定及び指示
- (3) 原因究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡並びに、その内容、時期、窓口及び方法の決定
- (5) 本協会内の連絡並びに、その内容、時期及び方法の決定
- (6) 地域・都道府県スカッシュ協会、加盟団体への連絡及び並びにその内容、時期及び方法の決定
- (7) 緊急対策本部からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (8) 対策実施上の役割分担等の決定並びに対策実行の指示及び実行の確認
- (9) 実施した対策の分析、及び評価
- (10) その他、必要事項の決定

第18条（役職員への指示・命令）

- 1 会長（会長が不在の場合は副会長）は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。
- 2 役職員は、会長（会長が不在の場合は副会長）から指示・命令が出されたときは、そ

の指示・命令に従って行動しなければならない。

第19 条（報道機関への対応）

- 1 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じるものとする。
- 2 報道機関への対応は、広報委員長又は事務局長が行うこととする。
- 3 取材は、面接取材を原則として、電話取材には応じない。
- 4 第2項で定めた者以外の役職員は、取材に応じ、又は報道機関に情報を提供してはならない。

第20 条（届出）

- 1 緊急事態のうち、所管庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管庁に届ける。
- 2 所管庁への届出は、事務局長がこれを行う。
- 3 前項で定める者は、所管庁への届出の内容について、あらかじめ会長（会長が不在の場合は副会長）の承認を得なければならない。

第21 条（理事会への報告）

会長（会長が不在の場合は副会長）は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- ① 実施内容
- ② 実施に至る経緯
- ③ 実施に要した費用
- ④ 懲罰の有無、及びあった場合はその内容
- ⑤ 今後の方針

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

（令和5年5月20日理事会決議）

公益社団法人日本スカッシュ協会
個人情報保護規程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この「個人情報保護規程」（以下「本規程」という。）は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）が事業遂行上取り扱う個人情報の適切な保護に資するべく、個人情報保護に係る基本的事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義を、次の各号に定める。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）
- ② 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他次に掲げる記述等が含まれる個人情報をいう。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること
- ② 医師等により行われた健康診断等の結果
- ③ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと

④ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと

⑤ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手續が行われたこと

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次のいずれかに該当するもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

② 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

個人データのうち、本連盟が開示、内容の訂正・追加又は削除、利用停止、消去及び第三者提供の停止を行うことのできる権限を有するものであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

(7) 個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(8) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(9) 学術研究機関等

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

(10) 役職員

本協会の役員及び職員をいう。

(11) 政令

個人情報の保護に関する法律施行令その他の個人情報保護法の下位規範たる政令をいう。

(12) 規則

個人情報保護法第142条に基づき制定された個人情報保護委員会が定める規則をいう。

(利用目的の特定)

第3条 本協会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

(利用目的の明示及び通知・公表)

第4条 本協会は、個人情報を本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める方法以外で個人情報を取得する場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより個人情報データベース等を事業の用に供する事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正利用の禁止)

第5条 本協会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第6条 本協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 本協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）
- (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他規則で定める者により公開されている場合
- (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (8) 第14条第2号乃至第4号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

（利用目的の範囲）

第7条 本協会は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用してはならない。ただし、前条第2項第1号乃至第5号に掲げる場合、及び学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）はこの限りではない。

- 2 本協会は、特定された利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲である場合、当該利用目的を変更し、個人情報を利用することができる。このとき、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 本条第1項の定めにかかわらず、あらかじめ本人の同意を得れば、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の利用を行うことができる。

第 3 章 個人情報の管理

（安全管理措置）

第8条 本協会は、個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（役職員の監督）

第9条 本協会は、役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。

（委託先の監督）

第10条 本協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の場合、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 適切な委託先の選定
 - (2) 委託契約の締結
 - (3) 委託先における個人データ取扱状況の把握

(データ内容の正確性の確保)

第11条 本協会は、個人データについては、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(利用する必要のなくなった個人データの削除)

第12条 本協会は、個人データについては、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(漏えい等の報告等)

第13条 本協会は、個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きい以下のものが生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもつて行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 前項に定める場合には、本協会は、本人に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置を探る場合を除く。
 - 3 前二項の規定は、他の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知した場合は適用されない。

第 4 章 個人情報の提供

(第三者提供)

第14条 本協会は、個人データを第三者に提供する場合、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 第6条第2項第1号乃至第5号に定める場合に該当する場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いを委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (3) 事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (4) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、次に掲げる項目について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合
 - ① 共同利用する個人データが提供される旨
 - ② 共同して利用される個人データの項目
 - ③ 共同して利用する者の範囲
 - ④ 利用する者の利用目的
 - ⑤ 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(外国にある第三者への提供)

第15条 本協会は、外国にある第三者に対して個人データの第三者提供を行う場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、前条第1号に該当する場合には、この限りではない。

- (1) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定める国にある第三者に提供する場合
- (2) 個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法第4章第2節及び本規程に沿った措置の実施が確保されている場合
- (3) 個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合

(第三者提供をした場合の記録義務)

第16条 本協会は、個人データを第三者に提供したときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1号又は第2号乃至第4号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第14条第1号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。
2 前項の記録は、当該記録を作成した日から規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認・記録義務)

第17条 本協会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提

供が第14条第1号又は第2号乃至第4号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の規定による確認を行ったときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 前項の記録は、当該記録を作成した日から規則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供）

第18条 本協会は、第三者に個人関連情報を提供する場合であって、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ規則で定めるところにより確認する。

- (1) 当該第三者が個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意を、当該第三者が本人から得ていること
 - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 本協会は、個人関連情報を外国にある第三者に提供した場合には、規則で定めるところにより、相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じる。
- 3 本協会は、第1項の規定による確認を行ったときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項に関する記録を作成する。
- 4 前項の記録は、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存する。

（個人関連情報の取得）

第19条 本協会は、第三者から個人関連情報の提供を受けて、本人が識別される個人データとして取得する場合には、当該本人からその旨の同意を得なければならない。

第5章 開示等の請求等

（保有個人データに関する事項の公表）

第20条 本協会は、保有個人データに関しては、次に掲げる事項を、本人の知り得る状態に置くものとする。この場合、本人の知り得る状態に置く方法は、公表のほか、当該事項を本人の求めに応じて遅滞なく回答することを含む。

- (1) 本協会の名称及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第4条第3項第1号から第3号のいずれかに該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・追加若しくは削除（以下「訂正等」という。）、利用停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）、第三者

提供の停止又は第三者提供記録の開示（以下、総称して「開示等」という。）の請求に応じる手続（利用目的の通知又は保有個人データの開示の請求に係る手数料を定める場合は、当該手数料を含む。）

- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

（保有個人データの開示等請求）

第21条 本協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて（A）利用目的の通知の求め、（B）開示の請求、（C）訂正・追加・削除の請求、（D）利用停止又は消去の請求、（E）第三者提供の停止の請求、（F）第三者提供記録の開示の請求（以下（A）乃至（F）を併せて「開示等の請求等」といいます。）を受けた場合は、法令に則り、特段の事情のない限り遅滞なくこれに応ずる。

- 2 前項の場合、開示等の請求等の全部又は一部に応じたこと又は応じなかつたことを、当該本人に対してその旨の通知を行うものとする。

附則

この規程は、令和5年(2023年)6月18日から施行する。

（令和5年5月20日理事会決議）

公益社団法人日本スカッシュ協会 運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この運営規則は、公益社団法人日本スカッシュ協会定款に基づき、この法人(以下「本協会」という)の組織、運営に関する細則を定めることを目的とする。

第2章 会員

(加入基準)

第2条 会員は、本協会の目的に賛同して入会し、又は本協会の事業を援助する個人又は法人その他の団体とする。

(会員種別)

第3条 定款第5条に基づく会員種別の内容は次のとおりとする。

- ① 正会員は、都道府県におけるスカッシュ競技を統括する団体の代表者及び理事会において選任され総会で承認を受けた者により構成される。
- ② 賛助会員は、団体会員、準団体会員、クラブチーム会員、プレミアムパートナーメンバー(個人)、プロ選手会員、個人選手会員、ジュニア会員、学連会員、レフリー・コーチ会員、一般会員、後援会員、普及協力会員により構成される。

第3章 会費

(会費納入)

第4条 会員は、次に定める会員会費を納入する。

- ① 正会員は、次に定める負担金を納入する。

年額 13,000 円

- ② 賛助会員は、次に定める会員会費を納入する。

団体会員 入会金 65,000 円、年会費(1口) 65,000 円

準団体会員 年会費(1口) 26,000 円

クラブチーム会員 年会費(1口) 26,000 円

プレミアムパートナーメンバー(個人) 1 口 50,000 円

プロ選手会員 年会費 18,000 円

(プロ選手/海外国籍) 年会費 10,000 円

個人選手会員 年会費 10,000 円

ジュニア会員 年会費 4,800 円

(ジュニア/小学生) 年会費 3,600 円

レフリー・コーチ会員 年会費 4,500 円

一般会員 年会費 4,500 円

後援会員 年会費 4,500 円

学連会員 年会費 一括納入

普及協力会員 年会費 無料

*年度末の1月から3月の間の会員登録及び該当期間に開催される公認及び承認

大会に参加する為の会員登録に関しては、種別を問わず通常の半額とする。

- ③ プロ選手会員、個人選手会員、及び一般会員は、会費納入を履行していない場合は、当該年度の本協会の主催及び公認大会に出場することができない。

(加盟金)

第5条 理事会の承認を受けた加盟団体は、別途定める加盟団体規程により、統括する団体規模に応じた加盟金を納入する。

全国及びブロック地区を統括する団体(地区支部・学連団体)

50,000 円(1団体/年)

都府県を統括する団体(都府県支部)

30,000 円(1団体/年)

(会費の使途)

第6条 入会金、年会費及び第5条の加盟金、公認料は、毎事業年度における合計額の50%以下を当該年度の法人会計に使用する。

第4章 役員・常務理事・運営委員

(役員選任基準)

第7条

- 1 定款第20条が定める定数10名以上20名以内の理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮し、性別その他の要素を勘案したバランスのとれた構成とすることが望ましいものとする。
 - ① この法人の事業遂行に必要な専門的事項に造詣の深い者
5名以上10名以内
 - ② 学識経験者その他高い識見を有する者、又はスポーツ団体若しくは法人の運営管理に造詣の深い者 5名以上10名以内
- 2 理事及び監事は、本協会の社員であることを要しない。
- 3 外部理事の目標割合(25%以上)及び理事の助成目標割合(40%以上)を目指す。
- 4 理事会は、実効性を高めるため年3回以上開催する。

(常務理事)

第8条 理事のうち若干名は、理事会が推薦し会長が委嘱して常務理事の任に当たる。常務理事は理事会の委任を受けて本協会の日常業務を決定執行する。

(運営委員)

第9条

- 1 常務理事を補佐するため運営委員を置く。運営委員は業務上必要とする若干名にとどめ、何れかの専門委員会に属しその任に当たる。
- 2 運営委員は、各地区支部及び都道府県支部の代表者及び団体役員並びに学連の代表者のうちから常務理事会の推薦する者若干名と会長が推薦する者若干名を理事会の決議によって選任する。
- 3 各専門委員会の委員長は、常務理事、理事又は運営委員をもって充てる。

(役員の再任・立候補)

- 第10条 理事会は、議案として総会の議に付すべき理事及び監事候補者名簿を作成する。その際立候補者は正会員 3 名のそれぞれ独立した書面による推薦状と立候補届けとを、所定の日時までに事務局長に手交又は書留郵便にて提出する。但し再任、重任者となる立候補者はこの手続きを省略できる。
- 2 立候補の届出期間は、理事会が別段の定めをした場合を除き、役員改選が行われる当該年度の 4 月中とする。

第 5 章 専門委員会

(専門委員会)

第11条

- 1 事業遂行に必要な専門的事項を処理するため次の専門委員会をおき、所管事項について立案・審議し、理事会の承認を得た上でその内容を実施する。
 - ① 規則公認委員会
 - ② 選手強化委員会
 - ③ 競技委員会
 - ④ レフリー委員会
 - ⑤ 総務委員会
 - ⑥ 地区支部委員会
 - ⑦ 広報委員会
 - ⑧ 学連委員会
 - ⑨ 普及涉外委員会
- 2 理事会は、必要があるときは、前項の専門委員会のほか、新たに専門委員会を設け、または設けた専門委員会を廃止もしくは統合することができる。

- 3 各委員会の委員長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
専門委員会に、副委員長をおくときは、委員長がこれを指名する。
- 4 各専門委員会の委員数は委員長を含む 20 名以内とする。
- 5 委員の任期は、定款第 26 条の規定を準用する。
- 6 顧問は、会長又は専門委員会の委員長の要請があれば、その専門委員会に出席し、発言することができる。

(規則公認委員会)

第 12 条 規則公認委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会・コート・ボール・用具等の公認に関すること。
- ② 競技ルール、大会運営ルール、ポイント制度等規則に関すること。

(選手強化委員会)

第 13 条 選手強化委員会は次の事項を所管する。

- ① 海外大会日本代表選手の選考。
- ② ナショナルチームの選手強化に関すること。
- ③ ジュニアの選手強化に関すること。
- ④ マスターズの選手強化に関すること。
- ⑤ 学生の選手強化に関すること。
- ⑥ スポーツ医学に関すること。
- ⑦ コーチ制度及び育成に関すること。

(競技委員会)

第 14 条 競技委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会運営に関すること。
- ② 大会管理に関すること。

(レフリー委員会)

第 15 条 レフリー委員会は次の事項を所管する。

- ① 審判制度及び育成に関すること。

(総務委員会)

第 16 条 総務委員会は次の事項を所管する。

- ① 会員管理に関すること。
- ② 財務経理に関すること。
- ③ 事務局に関すること。
- ④ 総合的企画運営に関する事。
- ⑤ 世界スカッッシュ連盟、アジアスカッッシュ連盟、東アジアスカッッシュ連盟、各国協会、国

際プレーヤーズ協会等海外との連絡調整に関すること。

- ⑥ アンチ・ドーピングに関すること

(地区支部委員会)

第 17 条 地区支部委員会は次の事項を所管する。

- ① 地区支部組織の充実に関すること。

(広報委員会)

第 18 条 広報委員会は次の事項を所管する。

- ① 協会の広報・PR および機関誌に関すること。

(学連委員会)

第 19 条 学連委員会は次の事項を所管する。

- ① 協会と学連の関係性に関すること。

(普及渉外委員会)

第 20 条 普及渉外委員会は次の事項を所管する。 大会等のスポンサー対策及びその増進に関すること。

- ① 大会等のスポンサー対策及びその増進に関すること。
- ② スカッシュの普及イベントに関すること。
- ③ 会員の増加のための活動に関すること。
- ④ 生涯スポーツとしてのジュニア・一般・マスターズの普及振興に関すること。
- ⑤ 環境対策に関すること。
- ⑥ 日本スポーツ協会への加盟に関すること。

第 6 章 登録

(選手登録)

第 21 条

1 本協会並びに地区支部が主催又は公認する競技会に、競技者として参加しようとする者は、原則として、日本国籍を有し別に定める規定による登録手続きを完了した選手でなければならない。

但し、日本国籍を有しない者で、ひきつづき3ヵ月以上国内に居住する者については同様の扱いとする。

2 登録に関する規定及びアマチュア資格に関する規定は別に定める。

第 7 章 スポーツ仲裁

第 22 条 本協会のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第 8 章 利益相反

第 23 条 本協会の理事は、理事会の承認がある場合を除き、本協会と利益相反する取引を行ってはならない。理事会の承認にあたっては、当該理事その他の関係者から取引内容の詳細について開示を受けた上、取引の公正性が確保されるよう慎重に検討しなければならない。当該取引において本協会との間で特別の利害関係を有する理事は、理事会の当該議案の議決において議決権を有しない。

第 9 章 細則

第 24 条 各種細則の制定、廃止については、常務理事会にて検討の上原案を作成し、理事会の承認を得るものとする。

各種細則の内容の一部変更について、その変更が急を要し、理事会の承認を得ることが時間的に困難な場合には、事後に理事会の承認を求めるものとする。但し、理事会の事後承認が得られなかった時は、その変更は効力を有しないものとする。

第 10 章 会議へのオブザーバー参加

(会議へのオブザーバー参加)

第 25 条 本協会の組織の会議について、当該会議体の構成員でない正会員が傍聴を希望する場合、事前に当該会議体の議長から文書で傍聴の許可を受けた者はその会議を傍聴する事ができる。又議長から傍聴の依頼を受けた者(これら傍聴者を以下オブザーバーという)は許可の手続きなしで傍聴できる。

オブザーバーは議長の許可を受けた場合のみ発言でき、発言時間、内容等議長の指示に従う。議長から退席を求められた場合は直ちに退席しなければならない。

第 11 章 規則の改正

(規則の改正)

第 26 条 この規則は、本協会の理事会の議決により改正することができる。

付 則

- 1 この規則にいう全国の地区支部は次のとおりとする。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日より地区支部は本協会とは独立した組織とし、公益社団法人日本スカッショ協会(移行認定後)の支部名は名乗らないこととする。

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 日本スカッショ協会北海道支部 | 北海道 |
| 日本スカッショ協会東北支部 | 宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県 |
| 日本スカッショ協会関東支部 | 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県 |
| 日本スカッショ協会中部支部 | 愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県 富山県、石川県、福井県 |
| 日本スカッショ協会関西支部 | 大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県 |
| 日本スカッショ協会中国四国支部 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 日本スカッショ協会九州支部 | 福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県 鹿児島県、宮崎県、沖縄県 |

- 3 この規則は、公益法人の登記の日から施行する。

(平成 22 年 11 月 9 日理事会決議)

(平成 23 年 1 月 20 日改訂理事会決議)

(平成 24 年 6 月 9 日改訂理事会・総会決議)

(平成 26 年 1 月 10 日改訂理事会決議)

(平成 26 年 12 月 21 日改訂理事会決議)

(平成 27 年 5 月 30 日改訂理事会決議)

(平成 28 年 3 月 13 日改訂理事会決議)

(平成 28 年 7 月 16 日改訂理事会決議)

(平成 29 年 10 月 21 日改訂理事会決議)

(平成 30 年 5 月 26 日改訂理事会決議)

(令和 2 年 3 月 9 日改訂理事会決議)

(令和 3 年 5 月 23 日改訂理事会決議)

(令和 4 年 3 月 20 日改訂理事会決議)

(令和 4 年 10 月 16 日改訂理事会決議)

(令和 5 年 3 月 12 日改訂理事会決議)

公益社団法人日本スカッショ協会 アスリート委員会規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本スカッショ協会(以下、「本協会」という)運営規則第10条により設立されている専門委員会の一つであるアスリート委員会について定める。

第2章 目的

第2条 本委員会は、本会のスカッショが競技の面から、一層発展することを願い、競技プレーヤーの観点から、適切な本会機関に対して意見や施策を具申し協力をすることを目的とする。

第3章 構成

第1条

委員会は、委員長1名 委員1名 または副委員長1名で構成することができる。

第2条（資格）

委員となる資格は、本協会に登録している者のうち、特別強化指定選手、強化指定選手として指定された実績を有する元・現強化指定選手、及び競技において優秀な実績を有する者とする。

第3条（委員選出）

- 1 委員は、立候補または役員による推薦による候補者の中から常務理事によって任命される。
- 2 アスリート委員に立候補を希望する者は、当期委員の任期満了の3か月前までに常務理事会に対して書面で立候補を表明する。

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

第5条 アスリート委員会は年1回以上定期的に委員会を開催して、議事録を策定する。

第4章 任期

第1条（任期）

- 1 任期は1年とし、再任は妨げないが最長10年とする。
- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠または増員として選任された委員の任期は、退任した委員または現任者の任期が満了するときまでとする。

第5章 役割

委員会の扱う議題は、以下に挙げる項目を対象とする。

- (1)ドーピング防止に関すること
- (2)選手の役割の拡大に関すること
- (3)協会と選手の相互理解に関する事
- (4)オリンピック・ムーブメントを初め、スカッシュやスポーツに関わる教育に
関すること
- (5)スカッシュの普及、とくに子供やジュニア層への普及に関すること
- (6)社会貢献や国際交流に関すること
- (7)競技者のセカンドキャリアに関する事
- (8)社会に於けるロールモデルとしてのアスリートの役割に関すること
- (9)環境問題に関わること
- (10)JOC アスリート委員会との連携に関すること
- (11)その他、選手に直接関係する事項

第6条

本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。
1) スカッシュルールの制定・改定にあたっての意見の具申と協力
2) 大会の運営（含審判）に関する意見・施策具申と協力
3) 常務理事会あるいは運営会議より諮問された事項に対する意見具申と協力
4) その他関連する事項についての意見・施策具申と協力

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は2019年3月より制定、2020年4月1日に施行する。

（2023年3月12日改訂理事会決議）

日本代表選手及び役員選考規程

公益社団法人日本スカッショ協会

日本代表選手及び役員選考基本方針

日本代表は、活力ある日本を代表するに相応しい当協会の登録選手、登録役員をもって編成する。日本代表選手として選考され、尚且つそれを承諾した選手は、日本代表選手としての「権利」を取得すると同時に、日本代表選手に課せられた「義務」も遂行しなければならないと認識する事。選考に於いてはその基準等を明確にし、公表し透明性を図る。

第1章 総則

第1条 本規程は、公益社団法人日本スカッショ協会（以下、「当協会」という）において、公式国際大会に選手を派遣するにあたっての日本代表の選手役員の選考手続きについて定める。

第2章 日本代表の選手及び役員の選考と承認

第2条 当協会において、日本代表の選手及び役員の選考は選手強化委員会が行うものとする。

第3章 日本代表選手選考について

第3条 日本代表の選手選考の対象者は、選考実施時に於いて、次の①から⑥をすべて満たした者とする。

- ① 当協会の会員として登録されており、国際競技参加資格＜国籍、年齢等＞を満たしている者
- ② 選手強化委員会が定める選考基準を満たす者
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ④ その心身の健康状態等に照らし、当該競技会に参加できる見込みのある者
- ⑤ 当協会の強化計画を優先し活動できる者
- ⑥ 日本代表選手として選考される意思を有する者

第3条 日本代表の選手選考を行う選手強化委員会は、派遣対象となる競技大会に対する選手選考基準及び選考方法を明確かつ具体的に策定し、公表しなければならない。

第4条 日本代表選手の選考手順は原則として以下のとおりとする。

- ① 選手強化委員会は、前条に基づき選手選考基準及び選考方法を策定し、常務理事会の承認を経て、選考実施の30日以上前にこれをホームページ

上で公表する。

- ② 選手強化委員会は、国際競技参加資格の確認、メダル獲得の可能性の審議、医学的観点などから日本代表選手として選出できるかどうかを検討する。
- ③ 選手強化委員会は、日本代表候補選手に選考対象であることを知らせ、参加意思確認をする
- ④ 選手強化委員会は、選考結果とその理由を書面において常務理事会に報告するものとし、常務理事会の承認をもって日本代表選手を決定する。
- ⑤ 選手強化委員会は、日本代表選手を決定した場合、日本代表選手として決定した該当選手に対し、日本代表選手に決定した旨及び選考理由を、書面において通知するとともに、ホームページ等で公表する。

第4章 日本代表役員選考について

第5条 日本代表の役員選考は以下のとおりとする。

- ① 日本代表の役員は、国代表及び当協会の代表として、派遣事業を総括かつ全般に管理し運営できる者を、選手強化委員会が選出する。具体的には、競技、チームマネジメントのみならず、派遣に伴う支出について認識があり、経理処理、広報への協力ができる者を選出するものとし、監督、コーチ、トレーナー、総務等により編成されるものとする。
- ② 選手強化委員会は、選考結果とその理由を書面において常務理事会に報告するものとし、常務理事会の承認をもって日本代表役員を決定するものとする。

第5章 代表の撤回

第6条 日本代表の選手及び役員の決定の撤回

下記①～⑥に該当した場合、日本代表選手及び役員の決定後であっても、当協会は、日本代表選手及び役員の決定を撤回することができる。

- ① 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ② 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- ③ 日本代表選手又は役員として不適切な言動を行った場合
- ④ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑤ 日本代表選手又は役員本人から辞退の申し出があった場合
- ⑥ 当協会が定める強化計画を優先し活動できない場合

第7条 本協会の決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

この規定は令和4年4月1日から施行される。

2023年3月12日改訂

公益社団法人日本スカッシュ協会事務処理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）の事務処理の基準を定め、もって適正な事務処理を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局の組織)

第2条 本協会の事務所に事務局を置き、事務局に部を置くことができる。

- 2 部に課を置くことができる。
- 3 部及び課を置く場合の名称並びに分掌事務は、別表の例を参考に定めるものとする。部及び課を置かない場合の分掌事務は、事務局長及び担当事務局職員がこれを行う。

(職制)

第3条 事務局に事務局長並びに事務局職員として部長、課長及び事務員をおくことができる。事務局に部及び／又は課が設置されていない場合は、本規則中の部及び／又は課は事務局と、部長及び／又は課長は事務局長とそれぞれ読み替える。

(事務局長)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局長は、役員又は職員を充て、その任免は会長が行う。
- 3 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、会長は、事務局長代理を任命することができる。

(職員の職務制限)

第5条 部長は、事務局長の命を受けて、それぞれの部の事務を行う。

- 2 課長は、部長の命を受けて、それぞれの課の事務を行う。
- 3 事務員は、課長の命を受けて、事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第6条 職員の任免は、会長が行う。

- 2 事務局職員の職務は、会長の承認を経て、事務局長が指定する。

第3章 事務処理及び文書管理

(文書による処理)

第7条 事務処理は、文書に基づいて行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第8条 事務は、すべて担当者が文書によって立案し、担当の部長を経て、事務局長の決裁を受けて執行する。ただし、重要な事務は、会長又は理事会の決裁を受けなければならない。

(緊急を要する事務の決裁)

第9条 緊急を要する事務で重要でないものは、担当の部長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、担当の部長は遅滞なく事務局長の事後承認を得なければならない。

(代理決裁)

第10条 会長又は事務局長が出張その他の事由により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない事務の決裁は、決裁権者があらかじめ指定した者が代わって決裁（以下「代理決裁」という。）することができる。

2 前項の規定により代理決裁をした者は、その代決した内容を事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(帳簿)

第11条 文書の取扱いに必要な簿冊として次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 文書受付簿
- (2) 文書発送簿
- (3) 文書件名簿

2 帳簿は、年度ごとに更新するものとする。

(文書の受付)

第12条 本協会に到着した文書は、すべて事務局において收受し、文書受付簿に必要事項を記載した上、速やかに担当者に配布するものとする。

(文書の発送)

第13条 発送文書の成案は、事務局において済書押印し、文書発送簿に必要事項を記載した上、遅滞なく発送するものとする。

(文書の整理保存)

第14条 完結文書は、完結月日の順に整理し、かつ、文書件名簿に記載し、前年度の完結文書は、各類別に整理保存する。

(文書の保存期間)

第15条 文書の保存類目及び保存期間は、次による。

永久保存

- (1) 定款、設立許可書及び定款変更の許可書
- (2) 総会、理事会及び評議会に関する書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 財産に関する書類
- (6) 契約に関する書類

10年保存

- (1) 役員に関する書類
- (2) 会計諸帳簿及び書類
- (3) 重要な調査に関する書類
- (4) 証明に関する書類
- (5) 会員に関する名簿及び書類

5年保存

- (1) 業務に関する書類
- (2) 文書收受発送に関する書類
- (3) その他の書類

第4章 資産及び会計

(会計処理)

第16条 本協会の資産及び会計処理に関しては、別に定める。

第5章 その他

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(令和5年5月20日改訂理事会決議)

別表（第2条関係）

| 部 | 課 | 分掌事務 |
|-----|--------------------|-------------------------|
| 総務部 | 総務課 | ①総会、理事会等に関すること |
| | | ②文書に関すること |
| | | ③職員の人事に関すること |
| | | ④事務局の組織に関すること |
| | | ⑤涉外に関すること |
| | | ⑥会員システムに関すること |
| | | ⑦他の部及び総務部の事務で他の課に属さないこと |
| 業務部 | 会計課 | ①予算及び決算に関すること |
| | | ②資金計画及び資金処理に関すること |
| | | ③収入及び支出の命令に関すること |
| | | ④契約に関すること |
| | | ⑤金銭及び物品の出納保管に関すること |
| | | ⑥会計に関すること |
| | 事業課 | ①大会及び講習会事業の企画、実施に関すること |
| | ②専門委員会の会議に関すること | |
| | ③調査及び資料に関すること | |
| | ④会員管理に関すること | |
| | ⑤業務部の事務で他の課に属さないこと | |
| | 広報課 | ①広報に関すること |
| | ②出版に関すること | |
| | ③機関誌に関すること | |
| | ④マスコミに関すること | |